

札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例及び札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案
令和6年（2024年）9月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例及び札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例の一部改正）

第1条 札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例（平成26年条例第57号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第1条中「第140条の66第1号ロ（2）」を「第140条の66第1号イ」に改める。
- (2) 第3条第1項中「ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数」を「である場合に置くべき常勤職員（専らその職務に従事する常勤の職員をいう。以下同じ。）の人員配置基準」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次条第1項の札幌市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤職員の人員配置基準について常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）を用いることができる。

- (3) 第3条第2項中「あると」の次に「次条第1項の」を加え、同項の表お

おむね1,000人未満の項中「前項第1号から第3号まで」を「前項各号」に改め、同表おむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項第1号から第3号まで」を「前項各号」に、「専らその職務に従事する常勤の職員」を「常勤職員」に改め、同表おむね2,000人以上3,000人未満の項人員配置基準の欄を次のように改める。

前項第1号に掲げる常勤職員1人及び同項第2号又は第3号に掲げる常勤職員1人

(4) 第3条第3項中「場合」の次に「に置くべき常勤職員」を加え、「の規定による」を「各号に定める」に、「2,000人まで」を「1人から2,000人まで」に、「同項第1号から第3号まで」を「同項各号」に、「いずれか」を「うちから」に改め、同項ただし書中「地域包括支援センターが担当する」を削り、「ときの」の次に「常勤職員の」を加え、同条に次の3項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、次条第1項の札幌市地域包括支援センター運営協議会が複数の地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、当該複数の地域包括支援センターを一の地域包括支援センターとみなして、当該一の地域包括支援センターについて前項の規定を適用した場合における員数の常勤職員を配置することにより、当該複数の地域包括支援センターがそれぞれ同項に定める常勤職員の人員配置基準を満たすものとする。この場合において、当該複数の地域包括支援センターにそれぞれ置くべき常勤職員の員数は、第1項各号に掲げる者のうちから2人以上（当該各号のいずれかに該当する者がそれぞれ1人以上である場合に限り、全員が同項の同一の号に該当する者のみである場合を除く。）でなければならない。

5 前項の規定により複数の地域包括支援センターを一の地域包括支援センターとみなして当該一の地域包括支援センターについて第3項の規定を適用する場合においては、同項中「一の地域包括支援センターが担当する区域」とあるのは「当該複数の地域包括支援センターが担当する区域を合わせた区域（以下この項において「複合区域」という。）」と、「当該区域に」とあるのは「当該複合区域に」と、同項ただし書中「区

域」とあるのは「複合区域」と、「地域包括支援センター」とあるのは「複数の地域包括支援センター」とする。

6 第1項後段の規定は、第3項及び第4項の常勤職員の人員配置基準について準用する。

(札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例第1条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

(理 由)

地域包括支援センターの職員の員数等に係る基準について定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市における当該基準を改める等のため、本案を提出する。